

月例研究会（2025年12月24日）

非核神戸方式50年と米艦船入港問題をめぐる今日的意義

浜 恵介

本報告は、1975年に神戸市で始まった「非核神戸方式」が50年を迎えた今日、その歴史的意義と制度的特質を整理するとともに、2025年4月に発生した米軍艦船の非核証明書なし入港という新たな事態を検証し、今後の軍事化の進展、とりわけ特定利用空港・港湾制度への対抗軸としての可能性を考察するものである。

非核神戸方式とは、核兵器を搭載した艦船の神戸港入港を拒否するという神戸市の行政措置であり、非核三原則のうち「持ち込ませず」を地方自治体レベルで具体化した、日本ではほぼ唯一の制度的実践である。1974年のラロック発言を契機に、宮崎辰雄神戸市長が核艦船入港拒否を表明し、1975年3月の市会決議を経て、港湾管理者である神戸市が外国軍艦船に対して非核証明書の提出を求める運用が確立された。個別の艦船の核搭載の有無を肯定も否定もしない政策を取る米軍は、これ以降神戸港への入港を事実上断念し、非核神戸方式は一定の実効性をもつ「手続きのブレーキ」として機能してきた。

先行研究としては、川口徹による中央-地方関係論からの政策過程分析や、池田清による安全保障法制との関係整理があるが、いずれも、函館市・苫小牧市・石垣市への波及や、制度の揺らぎといった現在の課題への検討は行われていない。本報告は、こうした限界を補い、非核神戸方式を長期的動態の中で捉えることを試みる。

非核神戸方式が可能であった前提には、港湾法により港湾管理が地方自治体の自治事務とされ、港湾管理者に使用条件の設定・制限が認められている点がある。神戸市は「差別的取扱い」を避けるため、入港拒否ではなく「非核証明書を提出した艦船のみ供用を認める」という間接的手法を採用し、法的強制力を伴わない行政措置として運用してきた。

しかし近年、非核神戸方式を取り巻く環境は大きく変化している。2025年4月、非核神戸方式50周年に、米軍掃海艇が非核証明書を提出しないまま神戸港に入港した。米国側は個別艦船の核搭載の有無には言及しない立場を維持したものの、在大阪・神戸米国総領事が神戸市に来訪し、「米国の基本方針として艦船等に核兵器を搭載しない」と説明した。神戸市はこれを非核確認に準じるものと判断し、入港を認めた。

本報告の結論は、この事態を「完全な破綻」ではなく「制度的後退」と位置づける点にある。書面による非核証明書という手続き的核心が放棄されたことは明確な後退である一方、米国側が総領事レベルで説明を行い、神戸市も非核神戸方式が破られたとは認めていない点で、「土俵際で守られた」との評価が出来る。ただし、これを前例として軍事利用が日常化する危険性は高く、市民運動による監視と再制度化が不可欠である。

最後に、特定利用空港・港湾制度など国家主導の軍事化が進む中で、非核神戸方式は自治体が持ち得る数少ない対抗軸であり続けている。その有効性を維持・回復するためには、非核確認手続きの書面化、法的整備、市民・労働組合・自治体の連帯が今後の鍵となることを指摘して、本報告の結びとしたい。

（はま・けいすけ 立教大学コミュニティ福祉学部兼任講師）